

# 愛知目標達成までの道筋

平成17年

外来生物法施行  
(特定外来生物、未判定外来生物)

平成22年

愛知目標  
個別目標9

2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

平成24年

外来生物法の施行状況の検討

→意見具申(中央環境審議会)

「外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置」

平成25年

外来生物法の改正

交雑種の指定  
学術研究のための放出  
等

平成27年3月

外来種被害防止行動計画

環境省、農林水産省、国土交通省

外来種対策の中期的な戦略として、国の対策の実施方針、各主体の役割、対策の優先度の考え方等を整理。

生態系被害防止外来種リスト

(我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)

環境省、農林水産省

侵略性の高い外来種を選定。対策の方向性によるカテゴリ区分、定着状況、利用上の留意事項等についての情報を示す。

【図1】 これまでの経緯